

授業科目名	行政法概論	※必修	開講年次	1	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	行政法の全体像を学ぶ	担当者	鶴尾 和憲			
講義概要	<p>【概要】現代では、行政の活動は市民の日常生活の様々な場面に入り込んでいます。そして、それを認識しているかそうでないかに関わらず、私たちは行政によるサービスを受けています。例えば、きれいに舗装された歩道を歩くことができ、きちんとした交通ルールの下で安全に目的地まで辿り着くことができるということも、行政の活動によるものです。このような、私たちの身近にある行政全般に関する法を取り扱うのが行政法です。したがって、行政法を学ぶということは、私たちの生活について学ぶということでもあります。行政法を通じて、私たちの生活についても考えていきましょう。</p> <p>【到達目標】行政法の全体像を理解し、身近に存在する行政法についての関心を深める。</p>					
履修条件	特になし。					
教科書・参考書	<p>【教科書】開講時に指定します。</p> <p>【参考書】畠山武道・下井康史編『はじめての行政法』（三省堂、2009） 櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009）</p>					
授業回数	内容					
1	はじめに					
2	日常生活と行政法 生まれる前から死亡後まで					
3	行政法で学ぶこと					
4	法律による行政の原理（1）					
5	法律による行政の原理（2）					
6	行政の様々な活動形式（1）					
7	行政の様々な活動形式（2）					
8	行政の様々な活動形式（3）					
9	行政争訟（1） 行政上の不服申立て					
10	行政争訟（2） 行政事件訴訟					
11	行政争訟（3） 行政事件訴訟					
12	国家補償（1） 国家賠償					
13	国家補償（2） 損失補償・国家補償の谷間					
14	地方自治					
15	おわりに 行政法総論に向けて					
評価方法	期末試験を基本とする。レポートを課すことも考えている。講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の極めて悪い者には、厳しく対処する。					
評価基準	最低限の行政法で使用される用語の意味を理解すること（C評価）。行政法の特徴について理解すること（B評価）。身近に存在する行政法の役割について文章で説明ができること（A評価）。上記に満たない者については程度によってD、E評価とする。					
その他	※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択科目					